



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 1
- 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（税務課） 3

規 則

- 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 4

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 軽油引取税について、特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡した場合や、特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費した場合における課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することとした。（第122条関係）
- 2 不動産取得税について、農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第12条の2関係）
- 3 自動車税について、路線バス等のうち、一定のノンステップバス及びリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第17条の7関係）
- 4 自動車税について、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第17条の7関係）
- 5 自動車税について、一定の乗用車、バス又は車両総重量が3.5トンを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第17条の7関係）
- 6 その他所要の改正を行うこととした。（附則第12条の2関係）
- 7 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 8 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項及び第3項）

○ 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づく観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域、産業イノベーション促進地域、国際物流拠点産業集積地域、経済金融活性化特別地区及び離島における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除について、適用期限を令和9年3月31日まで延長するとともに、規定を整理することとした。（第3条から第8条まで関係）
- 2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく促進地域における不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除について、適用期限を令和10年3月31日まで延長することとした。（第11条関係）
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第32号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第122条第1項中「数量」の次に「（第1号又は第2号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあつては、法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

附則第12条の2第2項中「第7条第12項」を「第7条第13項」に、「第7条第13項」を「第7条第14項」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第17条の7第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「トラック」の次に「（施行規則附則第4条の11第9項に規定する被けん引自動車を除く。）」を加え、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第8項に規定するもの」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項を同条第5項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（軽油引取税に関する経過措置）

2 改正後の第122条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定

は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 3 令和6年4月30日までに取得された改正前の附則第17条の7第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第33号

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第1号中「所得金額」を「所得」に改める。

第4条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。）にあつては租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）に限る。）」を削り、同条第1号中「所得金額」を「所得」に改め、同条第3号イ中「（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を削る。

第5条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第1号中「所得金額」を「所得」に改め、同号ア及びイ並びに同条第3号イ中「（特定高度情報通信技術活

用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)」を削る。

第6条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「設備(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)」を「設備」に改め、同条第1号中「所得金額」を「所得」に改め、同条第3号イ中「(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)」を削る。

第7条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「もの(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)」を「もの」に改め、同条第1号中「所得金額」を「所得」に改め、同条第3号イ中「(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)」を削る。

第8条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第1号中「所得金額」を「所得」に改める。

第11条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

規 則

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第40号

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則(平成14年沖縄県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号の算式を次のように改める。

当該新設、改修又は増設(改修にあつては、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第6条第1号に規定する対象設備設置者(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人を除く。)が行うものに限る。以下この号において同じ。)をした施設又は設備のうち特定民間観光関連施設、情報通信産業振興地域対象設備、認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備、国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備、経済金融活性化特別地区対象設備及び離島地域対象設備(以下この条において「対象施設

県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額（電気供給業及びガス供給業に係るものを除く。）

等」という。)に係る固定資産の価額
 当該対象施設等を新設、改修又は増設をした者（以下この号及び次号において「対象施設等設置者」という。）が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（電気供給業又はガス供給業を主たる事業とする法人にあっては、当該固定資産の価額のうち電気供給業又はガス供給業以外の事業の用に供する施設又は設備に係る固定資産の価額）
 当該対象施設等に係る固定資産の価額のうち電気供給業又はガス供給業の用に供する施設又は設備に係る固定資産の価額

県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る収入金額のうち電気供給業又はガス供給業に係る収入金額

当該対象施設等設置者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額のうち電気供給業又はガス供給業の用に供する施設又は設備に係る固定資産の価額

第3条第2号の算式を次のように改める。

県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は年に係る所得又は収入金額（電気供給業及びガス供給業に係るものを除く。）

当該対象施設等に係る従業者の数
 当該対象施設等設置者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数
 当該対象施設等に係る固定資産の価額のうち電気供給業又はガス供給業の用に供する施設又は設備に係る固定資産の価額

県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は年に係る収入金額のうち電気供給業又はガス供給業に係る収入金額

当該対象施設等設置者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額のうち電気供給業又はガス供給業の用に供する施設又は設備に係る固定資産の価額

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--